

「蛍光灯照明器具の LED 照明器具交換業務委託(単価契約)」
に係るプロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

蛍光灯照明器具の LED 照明器具交換業務委託(単価契約)

(2) 背景と目的

令和 5 年の「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議(COP5)」において、令和 9 年末(2027 年末)までに蛍光灯の製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定された。また、世田谷区においては令和 6 年 9 月に策定した「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画(第 6 期計画)」により、令和 12 年度(2030 年度)までに LED 照明器具の導入施設を 100%(※)とすることを目標としている。

これまで区では、区の公共建築物において、電力料金削減のため、旧型で効率が悪く、長時間使用する蛍光灯照明器具について、優先的に LED 照明器具への交換(以下、「LED 化」という。)を行ってきたが、その他の器具については、改築や改修に合わせて LED 化を進める予定としていたため、未だ多くの蛍光灯照明器具が残存している。

以上の背景から、区の公共建築物に残存する蛍光灯照明器具の速やかな交換が必要であるため、本事業で、令和 12 年度までに区の公共建築物における蛍光灯照明器具の LED 化を実施する。

(※)部分的に導入された施設を含む。倉庫等の照明の使用頻度が低い照明は除く

(3) 業務内容

- ① 業務計画の作成
- ② 現地調査及び設計
- ③ LED 照明の選定
- ④ LED 照明の調達及び照明器具交換作業
- ⑤ 既存照明器具等の撤去、運搬、廃棄
- ⑥ 進捗管理

※各業務の詳細は別紙「仕様書」のとおり。

(4) 履行場所

世田谷区公共建築物（別紙「建築物一覧表」のとおり）

A グループ	計 56 建築物
B グループ	計 51 建築物
C グループ	計 61 建築物

(5) 履行期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※契約は単年度ごとに締結することとし、各年度における本事業の予算配当があることを条件とする。

※令和 8 年度以降の契約については、前年度の業務の履行状況が良好であることを条件とし、本プロポーザルで選定された候補者と随意契約を行う予定がある。

(6) 予定数量

予定数量は別紙「交換等内容種目一覧表及び予定数量」のとおり。ただし、数量については、過去に区が把握しているものであり、参考数量とする。実際の数量は受託者が現地調査の中で確認をすること。

(7) 履行場所等の変更について

本委託契約の履行場所、建築物数、照明器具の予定台数、年度ごとの実施予定建築物は、現時点での予定であり、履行期間中に変更、中止、追加をする可能性がある。契約内容は、発注者、受注者で協議のうえ、各年度の契約締結時に決定するものとする。

(8) 複数受注について

同一事業者と複数のグループの契約を行う場合は、発注者と受注者の協議をもって 1 件の契約にまとめることが出来るものとする。

2 提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、下表のとおりとし、上限額を超えた提案は無効とする。

価格については、令和 7 年度から 12 年度までの合計額(総額)である。

グループ	A	B	C
提案限度額	1,121,000,000 円(税込)	1,133,000,000 円(税込)	1,151,000,000 円(税込)

3 受託候補者の選定方法

本業務は、世田谷区の公共建築物に大量に設置されている蛍光灯照明器具について、施設運営への影響を最小限にとどめながら、令和 12 年度までに LED 照明器具に交換するものである。これを実現するためには、世田谷区の公共建築物の特性の理解、決められた期間内に大量の LED 照明器具を調達・交換する能力、施設との調整能力等が求められる。

このことから、本事業を遂行する能力・経験を有した事業者を選定するため、実績及び提案書により事業者を評価する公募型プロポーザル方式によって行う。

また、提案事業者が 1 社の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託候補者とする。ただし、参加事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

4 応募について

本プロポーザルでは、A から C の 3 つのグループについて、各グループの受託候補者を選定する。応募者はどれかひとつのグループに応募、又は複数のグループに応募することが可能である。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出時において、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区内に本社または支社（営業所）があること。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (8) 照明の交換作業に必要な電気工事関係資格(第一種電気工事士または認定電気工事従事者)を有すること。
- (9) 過去 3 年の間に本件と同等または類似する案件の実績があること。実績については、委託業務に限定されるものではなく、照明設備に関する電気工事の実績を含むものとする。
- (10) 「蛍光灯照明器具の LED 照明器具交換業務委託(単価契約)に係る事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

6 スケジュール

	内容	日時
①	公告(区ホームページ)	令和 7 年 2 月 25 日(火)～3 月 10 日(月)
②	参加表明書類提出期限	令和 7 年 3 月 10 日(月) 午後 5 時
③	招請通知送付	令和 7 年 3 月 24 日(月)
④	募集内容に関する質問受付期間	令和 7 年 3 月 25 日(火)～4 月 3 日(木)午後 5 時
⑤	募集内容に関する質問回答	令和 7 年 4 月 10 日(木)
⑥	提案書提出期限	令和 7 年 4 月 21 日(月)午後 5 時
⑦	書類審査	令和 7 年 5 月 9 日(金)まで
⑧	審査結果通知	令和 7 年 5 月 22 日(木)
⑨	優先交渉権者及び審査結果の公表	令和 7 年 6 月
⑩	契約予定時期	令和 7 年 7 月を予定

7 参加表明手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格を確認の上、参加表明に係る下記

の提出書類一式に必要事項を記入したうえで順番に並べてホッチキス留めして提出すること。

(1) 提出書類 各1部

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 会社概要説明書(様式2)
- ③ 業務実績書(様式3)
- ④ 入札参加資格審査受付票(写し)

(2) 提出期限

令和7年3月10日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

「17 事務局」に記載のある所在地

(4) 提出方法

直接持参または郵送とする。持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。また、あらかじめ事務局へ連絡し、来庁日時の調整を行うこと。郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了が確認できる方法によるものとする。

8 参加資格要件の確認

参加表明書の提出があった者に対して、事務局にて提出書類から参加資格要件を満たしているか確認を行う。参加資格を有することが確認できた者(以下「参加者」という。)に対し、令和7年3月24日(月)までに「プロポーザル招請通知」を送付する。参加資格を有することが確認できなかった者には「確認できなかった」旨を通知する。

9 募集内容に関する質問の受付及び回答

募集内容について質問がある場合には、質問書(様式4)に質問内容を簡潔に記載し、提出すること。

(1) 受付期間

令和7年3月25日(火)～4月3日(木)午後5時

(2) 提出方法

質問書を電子メールに添付し提出すること。メールの件名は【プロポーザルの募集内容に関する質問書の送付】とし、メール送信後に電話により受信確認を行うこと。質問書を提出した後でも、受付期間内であれば追加で提出することを可能とする。なお、電話・口頭による質問の受付は行わない。

(3) 提出先

提出先のメールアドレスは「プロポーザル招請通知」に記載して参加者へ通知する。

(4) 回答方法

令和7年4月10日(木)までに質問内容及び回答を区ホームページに順次掲載する。なお、電話・口頭による回答は行わない。

10 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、提案内容に係る下記の書類一式を提出すること。なお、複数のグループに応募する参加者は、複数のグループの提案内容を一つの提案書等にまとめるのではなく、各グループについて個々に作成して提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月21日(月) 午後5時まで(必着)

(2) 提出先

「17 事務局」に記載のある所在地

(3) 提出方法

直接持参とする(郵送不可)。なお、開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。また、あらかじめ事務局へ連絡し、来庁日時の調整を行うこと。

(4) 提出書類・必要部数

① 提案書類等提出届(様式5) 1部

② 提案書等(正本1部、副本5部)

(ア) 提案書

(イ) 見積書

(ウ) 単価表(様式6a、6b又は6c) ※応募するグループに応じて様式を選択

(エ) 工程表・業務実施計画書 ※各1枚まで

(5) 作成要領

① 単価表以外については、様式は任意とする。

② 提案書等はA4型ファイルに(ア)から(エ)まで順番に綴じ、ファイルの表紙に業務名及び正本か副本か区別できるような記載をして提出すること。

③ 正本はどの参加者が提出したものか判別できるように、正本のファイル表紙や綴じる書類には、提案者が特定できる情報(名称等)を記載すること。

④ 副本は審査に使用するため、副本のファイル表紙や綴じる書類に提出者が容易に特定できる情報(所在地、名称、印、会社ロゴ等)を記載しないこと。

⑤ 提案書の書式は「A4版、両面印刷、縦または横書き」とすること。

⑥ 提案書の本文に用いる文字の大きさは11ポイント以上とすること。

⑦ 提案書は「12 審査基準」の項目及び、指定する枚数に沿って記載すること。

⑧ 見積書は「A4版」とすること。

⑨ 単価表は「A3版」とすること。

⑩ 単価表には各項目の単価(税抜き)、小計、消費税及び地方消費税、合計を記載すること。

⑪ 工程表・業務実施計画書は「A3版もしくはA4版、両面印刷」とし、各1枚までとすること。

⑫ 工程表・業務実施計画書は別紙「年度ごとの実施予定建築物」に示す予定を基に作成すること。

⑬ 使用言語は日本語とすること。

- ⑭ 記載内容は明瞭かつ、具体的な記載とすること。
- ⑮ 文章を補完するための図表やイラスト等を用いてもよい。
- ⑯ 提案書等は審査で使用するために複写することがあることから、複写した場合でも文字、図形等が判読可能となるように留意して作成すること。

11 審査方法

本プロポーザルの審査は「蛍光灯照明器具の LED 照明器具交換業務委託(単価契約)に係る事業者選定委員会」が下記のとおり審査する。

(1) 書類審査

提出された提案書等をもとに、選定委員会において「12 審査基準」に基づいて総合的に評価する。

(2) 審査結果の通知

令和 7 年 5 月 22 日(木)に文書で通知する。(予定)

(3) 受託候補者の選定

最高得点を取得した者を受託候補者として選定する。

最高得点が同点となった場合は、見積価格が低い者を受託候補者として選定し、見積価格も同額の場合は選定委員会で協議し決定する。

(4) 結果通知

受託候補者として選定された者に対し、選定された旨を「結果通知書」により通知する。選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を通知する。

なお、選定に対する一切の問い合わせ及び異議には応じないものとする。

(5) 事業者選定委員会委員

委員長	施設営繕担当部長
委員	環境・エネルギー施策推進課長
	教育環境課 副参事
	施設営繕第一課長
	施設営繕第二課長

12 審査基準

(1) 評価項目、評価の視点は下記のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点	提案書の枚数
体制	・業務を円滑に実施するための十分な経験や能力、資格を持つ人員体制を有しているか ・人員確保の手段が具体的で実効性があるか ・人員の役割分担が明確に示されて	優秀 : 10 点 良い : 8 点 普通 : 5 点 やや不十分 : 2 点 不十分 : 0 点	A4 両面印刷 2 枚まで

	いるか ・区との連絡が円滑にとれる体制か		
過去の実績	・地方公共団体の公共建築物、学校等で本件と同等または類似の事業を行った実績があるか(照明器具設置に関する事業委託、工事等が対象) ・実績が多く、信頼がおけるか	優秀 : 10 点 良い : 8 点 普通 : 5 点 やや不十分 : 2 点 不十分 : 0 点	A4 両面印刷 1 枚まで
	・世田谷区が発注した業務の受注実績 ・過去の実績から世田谷区の公共建築物の特性やニーズを理解しているか	優秀 : 10 点 良い : 8 点 普通 : 5 点 やや不十分 : 2 点 不十分 : 0 点	
工程表 業務実施計画書	・業務内容の理解度が高く、具体的で実現性を有した工程表や計画書を作成できているか	優秀 : 10 点 良い : 8 点 普通 : 5 点 やや不十分 : 2 点 不十分 : 0 点	工程表および 業務実施計画書 にて評価
現地調査 設計	・現地調査、設計の手法が適切か ・実施にあたり施設運営に支障がないように配慮されているか	優秀 : 5 点 普通 : 3 点 不十分 : 0 点	A4 両面印刷 1 枚まで
LED 照明の調達 照明器具交換作業 廃棄物処理	・交換作業に伴い生じる施設運営に関する支障について具体的に把握し、対策を用意しているか ・作業における安全管理、業務管理について具体的に示されているか ・使用する LED 照明のエネルギー効率が良好であるか ・廃棄物の処理計画が適切か	優秀 : 10 点 良い : 8 点 普通 : 5 点 やや不十分 : 2 点 不十分 : 0 点	A4 両面印刷 2 枚まで
地域貢献度	・区内事業者の活用度合い ・本事業以外での区への貢献等	優秀 : 10 点 良い : 8 点 普通 : 5 点 やや不十分 : 2 点 不十分 : 0 点	A4 両面印刷 1 枚まで
提案金額	最低提案金額／当該業者の提案金額 ×30 点で計算 (小数点以下は切り捨て)	30 点 (最高点)	見積書および 単価表にて評価
その他の提案	・上記以外の独自の提案	優秀 : 5 点 普通 : 3 点	A4 両面印刷 1 枚まで

		不十分 : 0 点	
合計		100	

(2) 最低基準点

各委員の合計点の平均が 60 点に達しない場合は失格とする。

13 参加辞退

参加表明書類提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届(様式 7)を持参または郵送により提出すること。なお、辞退届を提出した場合でも、すでに区へ提出された書類については返却しない。

14 契約

- (1) 受託候補者特定後、契約締結に向けた協議を行い、業務内容を決定して契約を行う。
- (2) 受託候補者の選定をもって提案書に記載された全内容を承認するものではなく業務内容は提案書等に記載された内容を反映しつつ、区との協議に基づいて決定する。
- (3) 契約金額は、提案時に提出した見積額を超えないこととする。
- (4) 受託候補者に契約を締結できない何らかの事由が発生した場合または協議が整わない場合には、審査における次点補者であった者と当該業務について交渉を行う。
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要

15 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格・無効とする。

- (1) 提出期限内に提案書等の提出がなされない場合。
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 見積書の金額が見積限度額を超えた場合。
- (5) プロポーザル選定委員会の委員に対して、不当な働きかけをした場合。
- (6) その他、本実施要領に違反すると認められた場合。

16 その他・留意事項

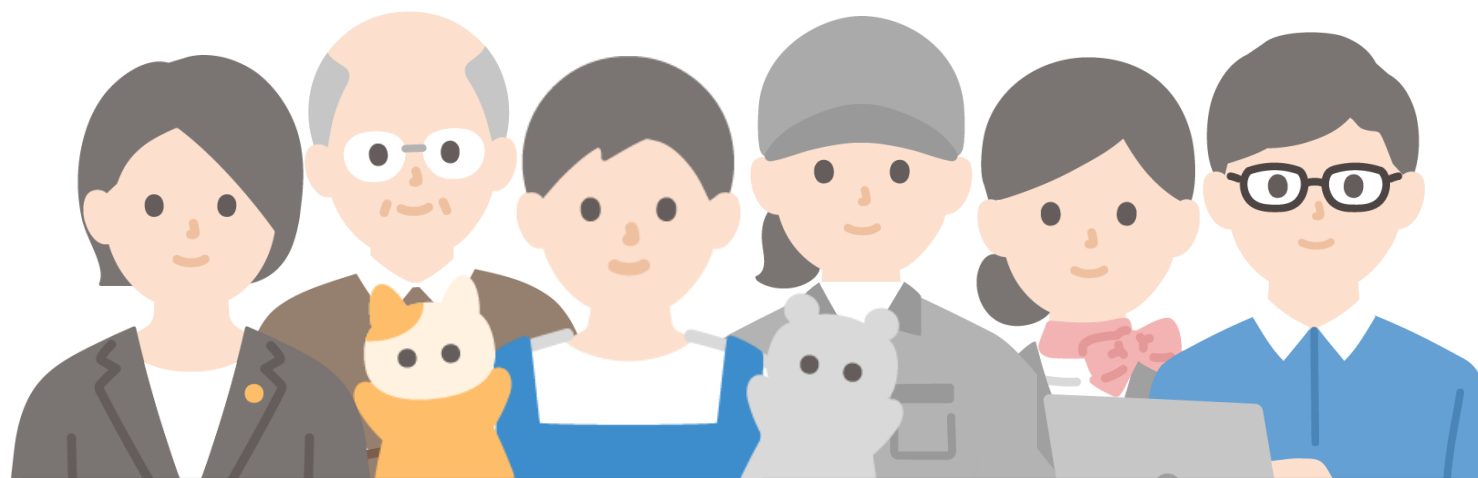
- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出以降における書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、区から指示があった場合を除く。
- (3) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、本区が複製を作成することがある。
- (4) 書類の作成、提出等のプロポーザルに参加に要する経費は、全て応募者及び参加者の負担とする。
- (5) 指定した様式、書式、方法によらずに提出された書類は受け付けない。

- (6) 提出書類の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、選定に関する情報の公表等、区が必要と認める場合には、区は受託候補者にあらかじめ通知することにより提出書類の全部または一部を無償で利用できるものとする。
- (7) 区は提出書類を本プロポーザルの目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。ただし、世田谷区情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。
- (8) 区は本プロポーザルに参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに受託候補者を選定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

17 事務局

担当部課	世田谷区施設営繕担当部公共施設マネジメント課
所在地	〒158-0094 世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎(A 棟 3 階 A37 窓口)
電話番号	03-6432-7105
担当者	宇田川、武藤

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型 わ く 工	3,188円
普 通 作 業 員	2,699円	さく岩工	3,783円	大 工	3,060円
軽 作 業 員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左 官	3,273円
造 園 工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配 管 工	2,869円
法 面 工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	は つ り 工	3,039円
と び 工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防 水 工	3,634円
石 工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板 金 工	3,443円
ブ ロ ッ ク 工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サ ッ シ 工	3,230円
電 工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内 装 工	3,326円
鉄 筋 工	3,284円	高級船員	3,889円	ガ ラ ス 工	3,177円
鉄 骨 工	2,975円	普通船員	3,135円	建 具 工	2,859円
塗 装 工	3,475円	潜水土	5,015円	ダ ク ト 工	2,869円
溶 接 工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保 温 工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設 備 機 械 工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交 通 誘 導 員 A	2,019円
潜 か ん 工	3,730円	軌道工	5,780円	交 通 誘 導 員 B	1,764円
				上 記 以 外 の 職 種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。